平成２２年（フ）第１０３６号
福岡市中央区春吉１丁目14番７号
債務者　松本　博幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０３７号
福岡市中央区春吉１丁目14番７号
債務者　松本　鏡子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０５８号
福岡市中央区春吉２丁目３番15―110号
債務者　中野　省司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０７６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3593番地グリーンヒルズＡ201号
債務者　竹中　将直
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４４号
福岡市西区福重３丁目４番８―105号
債務者　植木　純一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１６６号
北九州市八幡東区春の町５丁目１番34―904号
債務者　梅本　春樹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４２号
福岡市東区原田４―４―５―210号、住民票上の住所福岡市東区松田３丁目９番２―201号
債務者　山森　久嗣（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
福岡県朝倉郡筑前町上高場1916番地３
債務者　高津　敏彦
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８２号
福岡県筑紫野市湯町１丁目10番16号
債務者　津田伊佐美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９７号
福岡市城南区荒江１丁目11番９号
債務者　竹尾　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３００号
福岡市博多区西春町３丁目６番６号
債務者　於保　祐司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２６号
福岡市早良区原６丁目25番15―103号
債務者　黒川　和宏
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３２８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原669番地２セジュールしらいし101号
債務者　山崎　育愛（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３３３号
福岡市博多区西月隈５丁目13番９―２号
債務者　中尾　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４６号
福岡市東区唐原２丁目９番１号
債務者　津田みゆき（旧姓宮木）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５４号
福岡市城南区樋井川３―５―６、住民票上の住所福岡市東区美和台２丁目13番３号
債務者　福田　良夫
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
福岡県大牟田市延命寺町49番地11、前住所福岡市城南区別府１丁目19番28号
債務者　石川　尋士
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３６０号
福岡市南区横手２丁目23番３―205号
債務者　松尾　朋子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部